

国民健康保険からお知らせです

問い合わせ

本庁町民課国保年金係 ☎ (56) 2222  
総合支所保健福祉課福祉係 ☎ (58) 7071

◆医療を受ける際は、忘れずに「高齢者受給者証」をお持ちください。

現在、70歳～74歳の人には高齢受給者証が交付されています。(障害認定を受けている方は除きます)

高齢受給者証には、自己負担の割合「2割(平成20年3月31日までは1割)※」または「3割」が示されています。

高齢者医療制度の見直しに伴い、現在お手元にあります受給者証の負担割合に、※「2割(平成20年3月31日までは1割)」と表示されている方は、

負担割合の引上げの見直しが凍結されて、平成20年4月1日～平成21年3月31日までの1年間は自己負担額が1割に据え置かれます。(現役並み所得のある方で、すでに3割負担の方は除きます)

このため、4月以降使用していただく新たな高齢受給者証を3月にお届けする予定です。

医療を受けるときは、保険証といっしょに忘れずに提示してください。

介護保険からお知らせです

問い合わせ

本庁健康増進課高齢者福祉係 ☎ (56) 2224  
総合支所保健福祉課福祉係 ☎ (58) 7071

◆所得税確定申告などの際、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、「障害者控除対象者に準ずる認定」の対象となる場合があります。

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、「障害者控除対象者に準ずる認定」の対象となる場合があります。

これは、毎年12月31日現在の認定情報(直近の要介護認定時の心身状態)に基づき町が認定を行うもので、確定申告の際に「障害者(特別障害者)

控除」と同等の控除が受けられます。

「障害者控除対象者に準ずる認定」を受けるためには毎年の申請が必要です。

すべての方が対象となるわけではありませんので、認定を希望される方は、本庁健康増進課または総合支所保健福祉課までお問い合わせください。

Topics & News

大井川の清流を守る標語に37点の応募。大井川環境保全の啓発のため。「大井川の清流を守る標語」3点が決定しました。(大井川の清流を守る研究協議会)

- アルプスの恵み伝える大井川 守れつなげよ 海へ未来へ
- 大井川 清き流れを とこしえに
- しっかり守ろう 地域の宝 清流輝く 大井川

- 御前崎市 鴨川典子さん
- 島田市 松本俊一さん
- 島田市 鈴木鉄雄さん

大井川流域3市3町で構成される大井川の清流を守る研究協議会(会長:杉山嘉英町長)では、大井川の環境保全を目指して募集を行っていた「大井川の清流を守る標語」について、優秀作品を3点発表しました。

入賞作品は「アルプスの恵み伝える大井川 守れつなげよ 海へ未来へ(御前崎市 鴨川典子さん)」、「大井川 清き流れを とこしえに(島田市 松本俊一さん)」、「しっかり守ろう 地域の宝 清流輝く 大井川(島田市 鈴木鉄雄さん)」の3作品です。

昨年8月から、それぞれの市町の広報紙やホームページなどで募集し、県内外から37点の応募がありました。11月30日、協議会による投票が実施され、3点の作品が選定されました。

今回優秀作品に選ばれた3人の方には、流域市町の特産品や施設優待券、宿泊券などが贈られます。今後この3点の標語は、流域に設置する予定の啓発看板や、各種印刷物などに掲載され、「大井川の環境保全」の啓発のため活用される予定です。

大井川の清流を守る研究協議会事務局 本庁企画環境課企画環境係 電話 (56) 2221

ねんきん特別便のお知らせ

-静岡社会保険事務局-

あなたの年金記録の確認をお願いいたします。

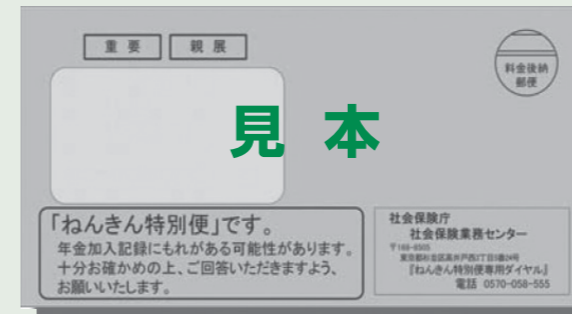
本庁町民課国保年金係 ☎ (56) 2222  
総合支所保健福祉課福祉係 ☎ (58) 7071

現在、社会保険庁では年金記録の照合を進めるため、基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録について、平成19年11月からコンピュータによる名寄せ作業を開始しています。

その結果、皆さまの基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、平成19年12月から平成20年3月までの間に「ねんきん特別便」を順次お送りしています。それ以外の年金受給者・現役加入者の方々にも平成20年4月から10月までの間に順次お送りすることとしています。

この「ねんきん特別便」を送付するにあたり、皆さまには、社会保険庁に届け出ている住所や氏名などに変更がないか確認をお願いしています。

通知が間違いなく皆さまのお手元に届けられるよう、ご協力をお願いいたします。

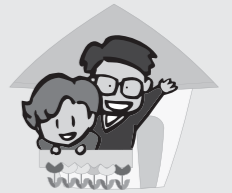


住所・名字が変わった方は、すみやかにご連絡を!

◆現在の住所と、お届けいただいている住所が異なる方

住所変更の届出がお済みでない方は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、以下の手続き先で手続きをお願いします。

- 国民年金第1号被保険者＝お住まいの町役場窓口
- 厚生年金加入者・国民年金第3号被保険者＝厚生年金加入者の方のお勤め先の社会保険担当者
- 年金受給者＝お近くの社会保険事務所



◆結婚などで名字が変わったことがある方

結びつく可能性のある記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更の届出をされていない方は、変更の届出をお急ぎくださいますようお願いいたします。



「ねんきん特別便」の送付だけでは、年金記録は照合されません。必ず内容をご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。

ねんきん特別便は、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせするものです。皆さまのお手元に届きましたら、ご自身の記録にもれがないか、十分ご確認ください。訂正が必要な場合は「年金加入記録照会票」を、訂正が不要な場合でも「確認はがき」を必ずご提出ください。ご協力をお願いいたします。

詳しい内容は、ねんきん特別便専用ダイヤル☎0570 (058) 555  
または島田社会保険事務所☎0547 (36) 2211でも確認できます。